

山口県産業廃棄物税条例

平成十五年七月八日

山口県条例第四十号

(産業廃棄物税の課税)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二 中間処理業者 廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理業者をいう。

三 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。

四 最終処分業者 次号に掲げる最終処分場を設置する市町及び廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の許可（廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の最終処分（廃棄物処理法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。）を業として行う者をいう。

五 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（次に掲げるものを含む。）で県内に設置されたもの（市町が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するものを除く。）をいう。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十八号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同法による改正前の廃棄物処理法第十五条第一項の届出を要しないとされていたもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第十五条第一項の許可を要しないとされていたもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハの環境大臣が指定する区域外の同令第五条第二項の水面埋立地（賦課徴収）

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法及びこれに基づく命令又は山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の定めるところによる。この場合において、同条例第二条中「この条例」とあるのは「この条例及び山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）」と、同条例第三条第二項中「狩猟税」とあるのは「狩猟税及び産業廃棄物税」と、同条例第六条

第一項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは山口県産業廃棄物税条例又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第八条第二項中「十二 狩猟税 狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは「十二 狩猟税 狩猟者の登録を受ける場所の所在地／十三 産業廃棄物税 最終処分場の所在地」と、同条例第十条中「この条例」とあるのは「この条例又は山口県産業廃棄物税条例」と、同条例第十六条第一項中「又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者」とあるのは「、ゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物税の特別徴収義務者又は産業廃棄物税を申告納付すべき納税者」とする。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第二項第九号の条例で指定する法定外目的税とする。

（納税義務者等）

第四条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入（二以上の最終処分場を有する者の当該二以上の最終処分場の相互の間における搬入を除く。以下同じ。）に対し、当該搬入に係る産業廃棄物（以下「課税対象産業廃棄物」という。）を排出した事業者（当該課税対象産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下同じ。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、埋立処分のために最終処分場（県外に設置された最終処分場に相当する産業廃棄物の処理施設を含む。）に搬入された産業廃棄物の埋立処分を行う者が、当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物税は、当該委託（当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の埋立処分を更に他の最終処分業者に委託したときは、その委託）に基づく最終処分場への搬入に対し、当該委託をした者に課する。

（課税免除）

第五条 課税対象産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場（当該課税対象産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合には、当該課税対象産業廃棄物が中間処理業者によって処分される前の産業廃棄物を排出した事業者の有する最終処分場を含む。）への当該課税対象産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。ただし、中間処理業者の有する最終処分場への課税対象産業廃棄物の搬入のうち、中間処理産業廃棄物であって当該中間処理業者が他の者の委託を受けて処分したものの搬入については、この限りでない。

（課税標準）

第六条 産業廃棄物税の課税標準は、課税対象産業廃棄物の重量とする。ただし、課税対象産業廃棄物の重量の測定が困難な場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該課税対象産業廃棄物の重量とする。

（税率）

第七条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

（徴収の方法）

第八条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第五条ただし書の規定によって産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の方法による。

（特別徴収義務者）

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認める場合においては、前項の者のほか、特別徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、課税対象産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第十条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について次に掲げる事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分の事業を廃止した場合には、その廃止した日から五日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税を申告納入しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地

三 課税標準たる重量

四 税額

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

2 特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十一条 第九条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は、最終処分場における埋立処分の事業を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により指定を受けた者は、当該指定を受けた日から五日以内に、当該最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地

三 最終処分場の規模

四 事業開始年月日

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、産業廃棄物税特別徴収義務者証（以下「特別徴収義務者証」という。）を交付する。

4 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 特別徴収義務者証は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から十日以内にその特別徴収義務者証を知事に返さなければならない。

7 第三項の登録を受けた者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(徴収猶予)

第十二条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を第十条第一項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴す

る必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項の規定による担保について適用があるものとする。
- 4 知事は、第一項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十三条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請をする特別徴収義務者は、申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十四条 第八条ただし書の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（以下「納税者」という。）は、毎月末日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、他の者の委託を受けて処分した中間処理産業廃棄物の最終処分場における埋立処分の事業を廃止した場合においては、その廃止した日から五日以内に、廃止した日までの産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税を申告納付しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地
- 三 前月の初日から末日までの間における課税標準たる重量
- 四 前号の課税標準たる重量に係る税額
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

- 2 納税者は、前項の期間について納付すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(修正申告納付)

第十五条 前条の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合におい

ては、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地
- 三 修正前の申告に係る既に納付の確定した産業廃棄物税額
- 四 修正後の産業廃棄物税の課税標準たる重量及び税額
- 五 前号の産業廃棄物税額に相当する金額から第三号の産業廃棄物税額に相当する金額を控除した金額
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項
(納税者としての登録)

第十六条 納税者は、その有する最終処分場における第十四条第一項ただし書に規定する埋立処分の事業を開始しようとする日の五日前までに、当該最終処分場ごとに、納税者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地
- 三 最終処分場の規模
- 四 第十四条第一項ただし書に規定する埋立処分の事業の開始年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者を納税者として登録するとともに、その旨を当該納税者に対し通知する。

4 第十一条第七項の規定は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。

(減免)

第十七条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とするとき認められる納税者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該産業廃棄物税を減免することができる。

2 前項の規定により産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、当該産業廃棄物税の納期限までに、又は当該減免の原因となるべき事実が発生した日から一月以内に次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名
- 二 申告に係る年月及び税額
- 三 減免を受けようとする理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

(帳簿等の保存義務)

第十八条 特別徴収義務者及び納税者（次項において「特別徴収義務者等」という。）は、産業廃棄物が最終処分場へ搬入された日ごとの課税対象産業廃棄物の重量その他知事が必要があると認める事項を記載した帳簿をその帳簿の閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

2 特別徴収義務者等は、前項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

- 3 前項の承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の保存及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存については、法第六章(第七百五十二条、第七百五十五条及び第七百五十六条を除く。)の規定の例による。

(条例で指定する法定外目的税としての指定)

第十九条 産業廃棄物税は、次に掲げる規定に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

一 地方税法施行令(昭和三十五年政令第二百四十五号。以下この条において「施行令」という。)第六条の十七第二項第九号

二 施行令第六条の二十二の四第六号

三 施行令第六条の二十二の九第四号

(産業廃棄物税の用途)

第二十条 県は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(施行のために必要な準備)

- 2 第十一条の規定による特別徴収義務者としての登録の手續及び第十六条の規定による納税者としての登録の手續は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の規定は、施行日以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用する。

- 4 この条例の施行の際現に最終処分場における埋立処分の事業を行っている者に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「最終処分場における埋立処分の事業を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から五日以内」とする。

- 5 この条例の施行の際現に第十四条第一項ただし書に規定する埋立処分の事業を行っている者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「その有する最終処分場における第十四条第一項ただし書に規定する埋立処分の事業を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から五日以内」とする。

(検討)

- 6 知事は、令和六年四月一日から五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三一号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五二号）

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成二一年条例第一四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 知事は、この条例の施行後五年を目途として、山口県産業廃棄物税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年条例第三四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第二四号）

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二三年四月一日）

附 則（平成二六年条例第九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第五二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条中山口県産業廃棄物税条例第十二条第三項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（産業廃棄物税に関する経過措置）

- 3 第二条の規定による改正後の山口県産業廃棄物税条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第一号、第十四条第一項第一号及び第十五条第一号の規定は、施行日以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用し、施行日以前に行われた産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第十二条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に申請される改正後の条例第十二条第一項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された第二条の規定による改正前の山口県産業廃棄物税条例第十二条第一項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第三九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第十号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第四一号）

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第十八条の見出しの改正規定及び同条第三項中「第六章」を「第七章」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の山口県産業廃棄物税条例第十八条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに作成する帳簿について適用する。